

令和4年5月25日
財 務 部
道路・交通計画部

建物収去土地明渡等請求事件に係る訴えの提起

1 主旨

道路新設拡幅事業（主要生活道路207号線千歳通り第Ⅲ期区間）の道路用地取得に伴い、土地売買契約及び道路拡幅部分にあたる建物の一部移転の物件移転補償契約を締結したにもかかわらず、物件を移転せず土地の明渡しに応じない相手方に対し、契約の履行を求める訴訟を提起する。

2 訴えの概要

(1) 原告 世田谷区及び世田谷区土地開発公社

(2) 被告 個人 () 1名

(3) 対象物件

(4) 請求の趣旨

- ・被告は、本件土地上の建物を収去し、土地を明け渡せ。
- ・被告は、令和3年3月16日から土地明渡済まで、1か月当たり金7万6537円の割合による金員を支払え。

3 経緯

平成29年3月13日	被告と世田谷区土地開発公社が土地売買契約を、被告と世田谷区が物件移転補償契約を締結 ※後日、上記契約に基づき土地代の全額と物件移転補償費の前払金（8割分）を支払い
9月30日	道路拡幅部分に居住する借間人が、立ち退き補償契約に基づき、建物から立ち退きを完了
平成30年3月15日	物件移転補償契約の移転期限
令和元年12月11日	物件移転期限延長契約を締結
令和3年3月15日	延長後の物件移転補償契約の移転期限
4月～	被告に対し催告書送付及び面会による督促
令和4年5月20日	世田谷区土地開発公社理事会にて本件議決

4 訴えの提起

令和4年第2回区議会定例会にて議決を得たうえで、世田谷区土地開発公社とともに東京地方裁判所へ訴えを提起する。